

## 中間市家賃軽減支援給付金事業（概要）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者の皆さまの事業継続を下支えするため、福岡県の「家賃軽減支援金」の給付決定を受けた中間市内のテナント事業者の皆さまに、県の給付対象となった市内に所在する建物又は土地の賃料について、「中間市家賃軽減支援給付金」を支給します。

※国・県の支援とあわせて事業者負担を概ね2割程度まで軽減します。

### 【給付要件】 【以下①～③のすべてに該当するもの】

- ①福岡県家賃軽減支援金の給付決定を受けた者であること。
- ②中間市家賃軽減支援給付金の申請対象金額が、福岡県家賃軽減支援金において給付決定額の算定の対象とされた賃料、共益費、管理費（消費税などを含む）であること。
- ③中間市家賃軽減支援給付金の申請対象金額が、中間市内に所在する建物又は土地の賃料、共益費及び管理費給付対象家賃であること。

※県へ「家賃軽減支援金」を申請し、県から給付決定を受けた後に、市へ「家賃軽減支援給付金」を申請してください

### 【給付額】

■支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

(最大給付額：法人60万円、個人事業者30万円)

	支払賃料 (月額)	県の給付額(月額)	市の給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料(月額)×1/15	同左
	75万円超 225万円以下	5万円+[支払賃料(月額)の75万円の 超過分×1/30] ※最大給付額(月額)10万円	同左
個人 事業者	37万5千円以下	支払賃料(月額)×1/15	同左
	37万5千円超 112万5千円以下	2万5千円+[支払賃料(月額)の37万 5千円の超過分×1/30] ※最大給付額(月額)5万円	同左

※支払賃料(月額)が法人は225万円超、個人事業者は112万5千円超の場合、給付額(月額)は、最大給付額(月額)となります。

※支給は同一物件に限り1回となります。

## 【申請方法及び支給方法】

① 申請方法：中間市役所産業振興課へ郵送（※感染防止の為、郵送のみの申請）

② 必要書類；■法人・個人事業者共通

- ① 中間市家賃軽減支援給付金申請書兼請求書
- ② 中間市家賃軽減支援給付金申請に係る誓約書兼同意書
- ③ 「福岡県家賃軽減支援金支給通知書」の写し
- ④ 通帳の写し
- ⑤ 市内の賃貸物件の賃貸借契約書の写し
- ⑥ その他市が必要と認める書類

③ 支給方法：口座振込

※福岡県の「家賃軽減支援金」の必要書類にあわせて変更することがあります。

## 【申請書設置場所】

①市のホームページよりダウンロード

②中間市役所産業振興課で配布

## 【申請受付期間】

■令和2年9月4日（金）～令和3年3月19日（金）

※福岡県の「家賃軽減支援金」の申請受付期間にあわせて変更することがあります。

## 【申請先】

■〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号 中間市産業振興課 ☎093-246-6235